

平成 13 年度事業報告の件

平成13年度における社団法人成年後見センター・リーガルサポートの事業を次のとおり報告する。

平成13年度事業報告

第1 はじめに

平成13年度の事業は、成年後見制度の受け皿としての積極的な事業展開による実績づくりを合言葉に、会員1人1件以上の申立て又は契約締結の実行、全体で3,000件の事件処理を目標に掲げた。

実際には、平成14年3月31日現在、任意後見契約締結105件、任意代理契約の受任125件、任意代理監督の受任52件、成年後見人就任208件、保佐人就任35件、補助人就任28件、任意後見監督人就任21件、成年後見監督人就任24件、保佐監督人1件、補助監督人1件、審判前の保全管理人6件を継続受託中であり(数字は会員及び法人の受託している件数の総計)、また、366件の後見開始等の審判申立事件受任が報告されているが、当初の目標に達することはできなかった。しかしながら、まだ十分に成年後見制度が社会に浸透しているとはいえない状況の中で、これらの実績は健闘した数字といえよう。

また、法施行2年目を迎え、実際の後見事件等の受任のほか、全国一斉無料成年後見相談会の実施や小冊子やホームページを使った広報活動、「実践成年後見」の責任編集、ブロック単位で行われている業務研究活動など、従来行われていた事業をさらに積極的に推進させることができた。

さらに、一方では、執務管理委員会を中心とした執務管理体制の充実など組織の整備にも力を入れてきた。その結果、法人後見も含め、様々な社会の要請に応えうる組織の足固めができつつある。

そして、こうした継続事業のほかにも、今後の成年後見制度のあり方を方向付ける上で大きな意義を持ついくつかの新しい事業も行うことができた。

その1つは成年後見人養成講座の開催であり、2つめは「公益信託成年後見助成基金」の創設である。

まず、成年後見人養成講座では、一般向けと専門家向けの2種類の講座を開設し、一般向けの講座では親族の後見人候補者など合計676名の参加を得ることができた。また、専門家向けの講座では他の資格者120名の参加を得ることができた。

今後の成年後見制度の発展的利用を考えたときに、こうしたマンパワーの養成を、リーガルサポートが積極的に行っていくことは、制度のオピニオンリーダーとして重要な意味をもつことになる。近い将来、リーガルサポートの執務スタイルが、日本の成年後見制度のあるべき姿の模範になりうるものと考ええる。

また、公益信託成年後見助成基金も、平成13年12月18日法務省の設定許可を受け、創設することができた。この基金は、リーガルサポート設立以前から検討されてきているものであり、すでにその募集も始まっている。これまでに日司連をはじめ各单位会・各支部、会員各位の強力な支援をいただき、当初目標額2000万円を大きく超える25,147,356円もの寄付をいただくことができた。この浄財は全額基金に信託させていただいている。各位に対しこの場を借りて心より感謝申し上げたい。

この基金では、後見費用等の問題について正面から取り組んでいる。他にも、後見費用については成年後見制度利用支援事業や民事法律扶助制度など、いくつかの支援策はあるものの、助成対象条件やその他の理由により、十分に使い易い制度になっているとはいえない面がみられる。そうした面からも、民間からのこの提案は、各界より大変な評価を受けている。この基金は、今後、リーガルサポートの直接的な関与を離れ、基金の運営委員会により運営されていくこととなる。

こうしたリーガルサポートの時機を得た事業は、日本の成年後見制度の普及および利用を促進させる原動力となると共に、全国各地において高齢者・障害者等の権利擁護の役割を果たしている。また、最高裁判所事務総局家庭局の成年後見関係事件の概況報告にも、リーガルサポートの関与した事例が紹介されるなど、実績の面からも成年後見制度の受け皿としての社会的評価がなされている。

一方で、成年後見制度全般を見回してみると、まだまだ未解決の課題がいくつも山積していることも事実である。その中には、医療行為の同意や身元保証、能力判定など、他の職能・機関との調整さらには立法的解決が求められるものも少なくない。リーガルサポートの組織の更なる充実とともに、このような問題についても次年度以降の課題としたい。

第2 平成13年度事業執行状況

1. 支部と会員の状況

会員数について

平成13年度においては、正会員168名の入会、賛助会員1名の入会承認がなされた。また、退会を承認された者は205名であり、定款第8条1項による退会者は112名である。その結果、平成14年3月31日現在の正会員は3,055名、特別会員12名、賛助会員1名となっている。

後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿の登載者について

平成14年3月31日現在、後見人候補者名簿に登載された者は1,900名であり、後

見監督人候補者名簿に登載された者は 1,776 名となっている。ちなみに、両方の名簿に登載された者は 1,724 名で、いずれかの名簿に登載された者は 1,952 名となっている。

2 . 各種規程等の制定及び改正について

下記のとおり、規程・基準の制定及び改正をおこなった。

制定した規程

研修規程(平成13年7月2日第2回理事会承認)

研修実施要綱(平成13年7月2日第2回理事会承認)

社団法人成年後見センター・リーガルサポート情報公開規程

(平成13年11月30日第4回理事会承認)

改正した規程

執務管理委員会規程(一部改正・平成13年5月14日第1回理事会承認)

後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程

(一部改正・平成13年11月30日第4回理事会承認)

3 . 各部報告

・総務

事務局体制の充実

本部事務局の事務量の増加に対処するため、事務局職員 1 名を増員するとともに、常任理事を中心とした当番制により、事務局体制の充実を図った。

「公益信託 成年後見助成基金」の設立

経済的なハンディを持つ人も成年後見制度が利用できるようにするため、公益信託成年後見助成基金の設立準備を進め、平成13年12月18日法務省の設定許可を得て、同月25日受託者三菱信託銀行との間で公益信託委託契約を締結した。設立にあたり、日司連をはじめ各单位会・各支部、会員各位の強力なご支援により当初目標額2000万円を大きく超える総額25,147,356円(平成14年3月31日現在)の寄付をいただくことができた。今後は、基金に組織された運営委員会により基金の募集、決定がなされることとなる。

賛助会員の募集

平成13年度においては、賛助会員の募集方法等を検討の上、金融機関等へ広く会員募集を呼びかけた結果、第一生命保険相互会社より申し込みがあり、第5回理事会において入会承認を行った。

包括補償保険制度の検討

司法書士法等の改正による司法書士の執務環境の変化が見込まれるため、平成13年度においては、保険内容の変更は行わず、今後の司法書士賠償責任保険の動向も視野に入

れて対応することとした。

各種名簿の管理

会員名簿・後見人候補者名簿等の管理及び登載者に対する登載証明書の発行を行った。

・財 務

予算の執行にあたり、無駄のない効果的な支出をこころがけた。また、各支部と本部との実現可能性ある会計処理を確立するため、各支部会計担当者に対しアンケートを実施し、財務委員会を中心とした検討作業を行った。

・広 報

対外的広報活動としては、特に成年後見制度の普及と啓発に重点を置き、「全国一斉無料成年後見相談会」を昨年に引き続き実施し、インターネットホームページの公開、制度及び組織紹介のパンフレット等の作成を行った。

対内的広報活動としては、会員に向けた情報伝達手段として、インターネットを利用するとともに、会員通信を発行した。

また、全国の司法書士会員に本法人の動向を知らせ、入会を促すために、「月報司法書士」への定期的な投稿を行った。

具体的な事業は、以下のとおりである。

『全国一斉無料成年後見相談会』の開催

各支部ごとにその地域の実状にあわせた形式で行われたが、本年度は、マスコミ等の報道効果もさることながら、ポスターを見て相談会を知ったという方が増し、相談件数も、12年度の1.4倍(783件)に増加した。相談内容もより具体的傾向が強まっている。

詳細については、別紙13年度全国一斉無料成年後見相談会報告書を参照。

パンフレットの発行

市民に向けた広報事業に不可欠なアイテムのひとつとして、制度及び組織紹介のパンフレットを作成した。全国一斉無料成年後見相談会の際に利用したり、各市区町村の相談窓口や行政・福祉関連団体等へ配布しピーアールに務めた。また、成年後見人養成講座のテキストの一部としても使用した。

インターネットホームページによる広報

インターネットによる広報が有効かつ有益であることから、13年2月よりホームページをリニューアルした。成年後見人養成講座のお知らせや相談会等、速報性を必要とする事業の告知にも力をいれた。

会員に対しては、e-mail会員登録を促し、登録会員には会員通信等を直送することによりその発行経費の削減にも考慮した。また、後見業務に必要とされる様式等をホーム

ページより引き出し利用できるよう、その充実に努めた。

会員通信の発行

会員に向けた情報と動向の伝達を図るため、e-mailとFAXを利用し16回発行した。

『月報司法書士』への投稿

本法人の動向伝達と将来の入会につなげる目的で投稿を行った。詳細は、以下のとおり。

- ・13年4月号 「公益信託成年後見助成基金について（常任理事松井秀樹）
- ・13年6月号 「歩きはじめたリーガルサポート（常任理事清水敏晶）
- ・13年7月号 「公益信託成年後見助成基金への寄付のお願い（理事長大貫正男）
- ・13年8月号 「成年後見制度等の動向とリーガルサポートの役割」
（業務審査委員棚村政行）
- ・13年9月号 「成年後見養成講座の開講準備がすすんでいます（常任理事高橋弘）
- ・13年10月号 「出前講座に思う（副理事長岩澤勇）
- ・13年11月号 「意思能力調査委員会準備室について（副理事長齋木賢二）
- ・13年12月号 「全国一斉無料成年後見相談会を終えて（常任理事芳賀裕）
- ・14年1月号 「リーガルサポート3年目の活動を迎えて（理事長大貫正男）
- ・14年2月号 「成年後見をとりまく環境（専務理事前田稔）
- ・14年3月号 「公益信託成年後見助成基金の司法書士による積極的活用を！」
（常任理事松井秀樹）

・研 修

ネットワークの構築

「実践 成年後見」第2号を平成13年12月21日発刊し、各界から大きな評価を得た。また、同誌の編集を通じて、関係機関、関係者との連携を強化し、幅広いネットワークを構築することができた。

単位認定基準の定立

従来の複雑化した単位認定方式を見直すことにより、会員にとって明確でわかりやすい基準の定立を実現するべく、研修規程の廃止・新研修規程の制定、研修実施要綱の制定を行うとともに、「後見人等候補者名簿登載・更新の手引き」を作成、各支部に配布した。

リーガルサポート成年後見人養成講座の開設

成年後見制度の普及とマンパワーの養成のため、下記のとおり市民向け「成年後見人養成講座」を開設し、合計676名の参加を得、盛況を博した。

第1回成年後見人養成講座 平成13年9月8日(土) 参加者 48名

第2回成年後見人養成講座 平成13年10月21日(日) 参加者120名

第3回成年後見人養成講座 平成13年11月9日(金) 参加者170名

第4回成年後見人養成講座 平成14年1月19日(土) 参加者169名

第5回成年後見人養成講座 平成14年3月9日(土) 参加者169名

また、並行して専門家向け「成年後見人養成講座」を下記のとおり6日12科目の講座として開催し、こちらも参加者120名を得て好評のうちに終えることができた。

第1回養成講座 平成13年11月24日(土) 主婦会館プラザエフ「すずらん」

第2回養成講座 平成13年12月8日(土) 全共連ビル別館「コンパニオンホール」

第3回養成講座 平成13年12月22日(土) 主婦会館プラザエフ「すずらん」

第4回養成講座 平成14年1月19日(土) 「日司連ホール」

第5回養成講座 平成14年2月16日(土) 「日司連ホール」

・業 務

以下のとおり、ブロックを中心として業務研究委員会を積極的に開催し、各支部の活動状況の報告と問題点の検討、各委員による研究課題の検討を行った。

東北ブロック業務研究委員会(H13.5.19、7.28)

関東ブロック業務研究委員会(H13.4.21、6.23、8.25、H14.1.26、3.2)

中部ブロック業務研究委員会(H13.6.9、8.25、11.10、H14.2.2)

近畿ブロック業務研究委員会(H13.5.12、7.14、9.8、11.10、H14.2.2、3.23)

中国四国ブロック業務研究委員会(H13.6.9、9.8、H14.1.12、3.9)

九州ブロック業務研究委員会(H13.4.14、8.4、11.3、H14.1.26、3.30)

・渉 外

日本財団より平成13年度「全国一斉無料成年後見相談会」事業へ金340万円の助成を受けた。平成14年度も同事業への助成金交付申請を行い、同額助成の内定を受けた。

日本社会福祉士会などへ講師を派遣した。

財団法人トラスト60の第2期成年後見制度研究会へ前田専務理事を派遣。

厚生労働省老人保健福祉局へ「成年後見制度利用支援事業」についての情報提供の申し入れを行った。同省社会・援護局とも接触を行った。

下記企業との協定の検討、協定書の締結を行った。

日本興亜健康福祉サービス株式会社(13年5月) 3月解散により解除
(平成14年5月に新会社と新たに協定を締結)

プライベート証券マネジメント(13年12月)

ミサワホーム株式会社(13年10月)

NHK厚生文化事業団より成年後見ビデオ作成協力の依頼があり今後具体化の可能性が生じた。

(社)家庭問題情報センター(FPIC)と法人後見監督人をテーマに協議を行った。

日司連主催の大韓法務士会との親善交流会に参加した。

総務省・郵政企画管理局へ成年後見制度の利用についての説明を行った。

早稲田大学学術センター・国際会議室において開催されたシンポジウム「日独・高齢社会における法律・福祉の役割」、ドイツの成年後見制度に関する講演会等に参加し、国際的な交流に努めた。

4．理事会報告

後記(別紙1)のとおり、計5回の理事会を開催した。

5．常任理事会報告

後記(別紙2)のとおり、計13回の常任理事会を開催した。

6．業務審査委員会報告

下記の通り、計5回の業務審査委員会を開催し、会員の各名簿への登載の是非の審議と執務上顕在化したさまざまな問題点に関し協議を行い、必要に応じて助言等を行った。

平成13年5月22日 第1回業務審査委員会

平成13年7月25日 第2回業務審査委員会

平成13年10月31日 第3回業務審査委員会

平成13年12月20日 第4回業務審査委員会

平成14年3月20日 第5回業務審査委員会

7．意思能力調査委員会準備室報告

平成13年度の意思能力調査委員会準備室は、室員を司法書士正会員を中心に設置した。同室においては、成年後見制度における意思能力判定実務の動向、その問題点の把握と分析を行うため、民事司法鑑定の第一人者である西山詮先生をお招きして、下記意見交換会を開催するとともに、5回の室会議を開催し研究活動を行った。

平成14年2月16日 意思能力と鑑定の理解を深める会(参加者18名)